

## 清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

令和8年1月15日から令和8年2月13日までの間、清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から、1件の意見が提出されました。

そこで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により本市の考え方を公表いたします。

### 1 パブリックコメントの概要について

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 意見の募集期間 | 令和8年1月15日から令和8年2月13日まで   |
| (2) 資料の閲覧場所 | 市ホームページ、地域市民センター、駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、南部児童館等複合施設、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、行政資料コーナー（市役所本庁舎1階）、健康推進課（市役所本庁舎2階） |
| (3) 提出方法    | 健康推進課窓口及び閲覧施設窓口、郵送、ファックス、電子メール   |
| (4) 意見応募者数  | 1人   |
| (5) 意見件数    | 1件   |

## 2 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

| No. | ご意見   |
|-----|---|
| 1   | <p>日本国憲法 25 条にすべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利・・・の一部に公衆衛生向上義務を明記しています。公衆衛生の目標は、環境衛生、感染症対策、衛生教育、保健医療制度の組織化及び社会保障制度の改善が挙げられています。</p> <p>私たちは 2020 年、コロナの感染症を経験し、どう生きていったらよいか、困惑した生活を送りました。</p> <p>清瀬にも保健所があったらいいのに、(以前は市民活動センターの場所にあり利用しました。)と心細い思いをしました。清瀬市での判断はできず、小平市にある唯一保健所に何でもお伺いを立てました。清瀬は病院がたくさんある町なのに・・・、病院と連携して動けるのに・・・と、多くの市民が思ったのです。</p> <p>しっかりとした対策、対処ができる保健所を要望します。</p> <p>感染症はなくて当たり前、しかし、その準備ができていないと、万が一の時慌てるからです。</p> <p>人員とその部署を置くために、予算をつける。</p> <p>万が一、感染状態が起こった時は、必要な情報公開を望みます。大変な仕事だと思いますが、公衆衛生は毎日の生活の基本です。</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
| No. 1 に対する市の考え方 | <p>清瀬市は地域保健法により、市による保健所の設置が可能な自治体ではありませんが、本計画に基づき、東京都と連携して平時から感染症対策や発生状況等の情報を分かりやすく発信します。また、有事の際には科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に共有し、双方向の対話を重視したリスクコミュニケーションに努めます。あわせて、施設別の啓発や個人への協力要請を行うほか、不当な偏見・差別の防止や偽情報の打ち消し（デマ対策）を徹底し、市民の不安解消と信頼向上を図ってまいります。</p> |
|-----------------|--|